

日時：平成 25 年 1 月 28 日（月） 14：00～

場所：大和庁舎 2 階 大会議室

## 第 2 回大和地域審議会資料

### ◇目次

大和地域審議会委員名簿	1
地域審議会の概要	2
審議会の設置に関する協議書	3
地域審議会の経緯	5
合併協定項目の進捗状況	6
大和地域審議会答申と対応状況	20
新市建設計画の執行状況	37
大和地域振興基金の用途について	39

## ■大和地域審議会委員名簿

	氏 名	機関・団体及び役職	備考
1	石川 貢	クリーン連合会 理事	
2	江口 克子	柳川農業協同組合女性部大和支部長	副会長
3	大津 トシ子	柳川市商工会女性部 副部長	
4	蒲池 一彦	公募委員	
5	河野 宇充	柳川市商工会 副会長	
6	上妻 勝吉	柳川市行政区長代表委員協議会 副会長	会長
7	古賀 毅	柳川市商工会青年部 副部長	
8	小柳 哲朗	大和町漁協代表者（山門羽瀬漁協組合長）	
9	高山 和夫	柳川市体育協会 副会長	
10	武末 十治男	大和町文化協会 副会長	
11	千蔵 国臣	柳川山門医師会	
12	半田 眞弓	柳川市民生委員児童委員協議会 理事	
13	久富 利幸	公募委員	
14	平川 光信	柳川農業協同組合 非常勤理事	
15	武藤 修司	P T A連合会理事 副会長	

(五十音順)

任期：平成 25 年 12 月 21 日まで

## ■地域審議会の概要

### 1 制度の趣旨

市町村が合併することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成 11 年に合併特例法の改正により創設された制度です。

### 2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市において必ず置かなければならないものではありませんが、本市では、法定協議会の協議の結果、旧 1 市 2 町それぞれに設置することにしました。

### 3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関で、条例を制定し、設置しなければなりません。また、合併特例法第 5 条の 4 の規定により、合併関係市町村は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の場合、平成 16 年 8 月 22 日に各市町で地域審議会の設置について議決しています（同年 8 月 23 日告示・次ページ参照）。

### 4 設置期間

合併日（平成 17 年 3 月 21 日）から平成 27 年 3 月 31 日まで

### 5 地域審議会の役割

地域審議会は次のような事項について審議し、市長に意見を述べることとなります。

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

### 6 任期

2 年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。  
（※現委員の任期は平成 23 年 12 月 21 日～平成 25 年 12 月 20 日）

### 7 公開

会議は原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができます。また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホームページなどで積極的に情報公開に努めます。

## ■地域審議会の設置に関する協議書

### 柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 3 月 21 日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第 2 項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

#### 記

##### （設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

##### （設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

##### （所掌事務）

第 3 条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

##### （組織）

第 4 条 審議会の委員の数は、それぞれ 15 人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者  
(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。  
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年8月23日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ヶ部広巳 印

## ■地域審議会の経緯

□H16. 08. 22 地域審議会設置に関する議決（翌 23 日告示）

□H17. 03. 21 1 市 2 町合併

□H17. 07. 26 第 1 回地域審議会開催（3 地域同時開催）

◇第 2 回以降は各地域ごとに開催

◇任期 2 年（H19. 07. 25 まで）

◇任期中計 6 回開催

※審議会では、新市の現状に関する説明、新市建設計画の概要説明、総合計画策定に係る報告等を受け、それらの事項についての審議を行った。

□H18. 06. 09 地域的課題に関する答申

※地域における現状や課題などの地域特性を考慮し、計 4 回の協議を経た上で、委員の意見を取りまとめて地域的課題（要望事項）を答申した。

□H20. 02. 14, 15 （改選後）第 1 回地域審議会開催

□H21. 01. 14, 15 第 2 回地域審議会開催

□H22. 01. 13, 14, 15 第 3 回地域審議会開催

□H23. 12. 21, 22 （改選後）第 1 回地域審議会開催

□H25. 1. 28, 30 第 2 回地域審議会開催（今回）

## ■合併協定項目の進捗状況

### □合併協定項目について

合併協定項目とは、合併協議会において協議する事項で合併に関する基本事項や法等により合併までに決めておく事項、事務事業でも住民生活に深く関係する事業を協定書という形でまとめたもので、項目数は各合併協議会の判断で異なりますが、柳川市では以下の40項目となっています。

その中で、合併までに調整のつかないもの（期間的に無理なものや新市が成立しないと実施できないものなど）を未調整項目としていますが、新市の一体感の醸成のためにも、早期の調整が求められており、毎年度進捗状況を把握しながら、未調整項目の着実な解消を進めています。

以下の合併協定項目のうち、■の項目は、平成23年度末の未調整項目、■の項目は、平成23年度に調整済になった項目で枠内がその進捗状況です。

### 1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

### 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

### 5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

- 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

## 6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議 条文省略(3, 4p参照)

## 7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項(在任特例)の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

## 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号(在任特例)の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。
- 4 職名は、合併時に統一する。



## 10 地方税の取扱い

### 1 地方税の税率

- (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
- (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
- (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
- (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- (5) 入湯税は、柳川市の例による。

### 2 地方税の非課税、減免

- (1) 非課税は、現行のとおりとする。
- (2) 減免は、合併時までに調整する。
- (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

## 11 特別職の身分の取扱い

特別職（行政区長及び消防団員は除く。）の身分は、その設置、人数、任期、給与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時までに調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
  - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。

## 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの

### 3 合併後、逐次制定し、施行するもの

## 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

### 1 新市における事務組織及び機構の整備方針

- (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

## 14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時まで調整する。ただし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。
  - (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
  - (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
  - (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
  - (4) 水路使用料は、新市において調整する。
- 2 手数料は、合併時に統一する。

## 15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
  - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
  - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
  - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 構成市町村が多数の一部事務組合等
  - (1) 福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
  - (2) 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行

い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。

(3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。

(4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。

(5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。

(6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

#### 4 土地開発公社等

(1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。

(2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。

(3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

### 16 町・字の区域及び名称の取扱い

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

(1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。

(2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。

「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。

「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

### 17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に努める。

3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

### 18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会（仮称）を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

## 19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。
- 3 行事（式典等）は、合併時までに調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

### 1 税率、賦課方式等

- (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。  
。（1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。）
- (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
- (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期（6月～翌年3月）とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
- (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。

### 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金

- (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金（国民健康保険財政調整基金）は、新市に引き継ぐ。

### 3 給付事業

- (1) 保険給付事業（出産育児一時金及び葬祭費）は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時までに調整する。
- (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の例により調整する。

### 4 保健事業

- (1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。
- (2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。

### 5 国民健康保険運営協議会

- (1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

## 21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。
- 2 介護保険事業の実施方法については、合併時まで調整する。

## 22 行政区の名称及び区域の取扱い

- 1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。

現在本市には322の行政区があり、250を超える世帯を持つ行政区と、8世帯から10世帯という小さな行政区が20以上あり、行政区間での受持ち戸数に大きなばらつきが生じている状況です。

平成20年10月に行政区適正化委員会から、行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出されたことを受けて、庁内検討委員会を設置し、行政区のあり方などについて検討を重ねてきましたが、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さんなど歴史的な背景や地域事情があるため、行政区の区割り変更は、自治会活動にも影響を与えることから、非常に難しい課題であります。ただ、世帯数が少ないために、地域コミュニティ活動が困難な行政区については、その機能・運営が可能となるよう統合しなければならないと考えております。その際には、当該行政区の主体性を基本に、少しでも円滑に統合ができるよう、協議の場への担当職員の出席や統合に関する情報の提供・諸課題の調整などを行っていきたいと考えています。

- 2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、合併時まで調整する。
- 3 行政区の組織、行政区長及び隣組長（班長）の業務内容、報酬等は、合併時まで調整する。

## 23 広報広聴の取扱い

### 1 広報

- (1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時まで調整する。
- (2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時まで調整する。
- (3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。
- (4) ホームページは、新市において開設する。
- (5) 情報公開制度は、合併時まで調整する。

### 2 広聴

- (1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。

## 24 消防団の取扱い

- 1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。
- 2 団員の年齢は、18歳以上とする。
- 3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。
- 4 消防団の定数は、729人以内とする。
- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時まで統一する。

## 25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

## 26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等
  - (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
  - (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。
- 2 男女共同参画事業
  - (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
  - (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。

## 27 納税に関する取扱い

- 1 地方税の納期
  - (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
  - (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
  - (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
  - (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
  - (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- 2 納税方法
  - (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
  - (2) 納付については、口座振替を推進する。
  - (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

## 28 窓口の取扱い

- 1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。

- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を図る。
- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

## 29 各種福祉事業の取扱い

### 1 総合福祉

- (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
- (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。
- (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。
- (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
- (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時まで調整する。
- (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型（いきいきクラブ等）に漸次移行する。

### 3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに策定する。

### 4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金（保育料）の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。
- (2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業（児童館を含む）は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進する。

## 30 保健事業・医療制度の取扱い

- 1 がん検診等事業
  - (1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。
- 2 健康づくり事業
  - (1) 食生活改善教室(食生活改善推進員養成講座)は、統合する方向で調整する。
  - (2) 健康まつりは、合併時まで調整する。
  - (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。
  - (4) 単独事業は、合併時まで協議・調整する。
- 3 老人保健事業
  - (1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているため、新市において引き続き実施する。
- 4 母子保健事業(健診・健康相談)
  - (1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。
  - (2) 健康相談事業は、合併時まで柳川市のメニューを基本に調整する。
- 5 予防接種事業
  - (1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。
  - (2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。
- 6 介護予防事業
  - (1) 介護予防事業は合併時まで事業メニューを調整し、新市において継続する。
- 7 救急医療対策
  - (1) 医師会の救急医療業務(在宅当番医制・病院群輪番制)及び歯科医師会休日救急診療は、新市において引き続き加入する。
- 8 各種医療制度
  - (1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

## 31 水道事業の取扱い

- 1 水道料金等
  - (1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。
  - (2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。
  - (3) メーター使用料は、廃止する。
- 2 徴収事務等
  - (1) 料金徴収方法は、大和町の例による。
  - (2) 料金の減免は、現行のとおりとする。
  - (3) 工事補助は、柳川市の例による。
- 3 手数料
  - (1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。



## 32 環境衛生事業の取扱い

- 1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。
- 3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。
- 4 環境衛生に関する事業は、合併時まで調整する。
- 5 環境審議会は、新市において新たに設置する。
- 6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

## 33 商工・観光事業の取扱い

- 1 商工業事業
  - (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を積極的に取り組めるよう新市において調整する。
  - (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。
  - (3) 中小企業経営支援は、合併時まで調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。
- 2 観光事業
  - (1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。
  - (2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。
  - (3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市において地域性、趣旨などを尊重して調整する。
- 3 勤労者、消費生活事業
  - (1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

## 34 農水産事業の取扱い

- 1 農業
  - (1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。
  - (2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時まで調整する。
  - (3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。
  - (4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。
  - (5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、新市において調整する。
  - (6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。
  - (7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

- (8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 2 緑化の推進

- (1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

## 3 水産業

- (1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。
- (2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。
- (3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。
- (4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

# 35 建設事業の取扱い

## 1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

## 2 水路

- (1) 水路（クリーク）及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

# 36 都市計画事業の取扱い

## 1 都市計画区域等

- (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置は、新市において速やかに行う。

## 2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時まで調整する。
- (5) 緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。

景観計画や都市公園等整備事業等の関連施策と調整を図りながら検討する予定です。

- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) 景観条例は、新市において制定する。

平成 24 年 10 月から施行開始。

## 37 公営住宅事業の取扱い

### 1 施設整備

- (1) 1市2町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。
- (2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。

### 2 使用料等

- (1) 使用料(家賃)は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、新市において現行の料金体系を引き継ぐ。
- (2) 住宅管理(設置)条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

## 38 学校教育事業の取扱い

### 1 学校教育施設

- (1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。

### 2 学校教育事業

- (1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。
- (2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。
- (3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。

### 3 通学区

- (1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏ま

え児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。

#### 4 学校給食

- (1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。
- (3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。
- (4) 給食費は、大和町の例による。
- (5) 基本メニューは、合併時に統一する。

### 39 生涯学習事業の取扱い

#### 1 社会教育・体育施設

- (1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。
- (2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 2 公民館

- (1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。  
新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。
- (2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時までに調整する。
- (3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動補助金、館長謝礼等は、合併時までに調整する。

#### 3 図書館

- (1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚で対応できるようネットワークを整備する。
- (2) 図書館サービス(休館日・利用時間・貸出冊数等)は、合併時に統一する。
- (3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。

#### 4 各種講座・行事・大会

- (1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時までに調整する。

#### 5 文化財

- (1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。
- (2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。

### 40 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

## ■大和地域審議会答申と対応状況

平成 17 年 11 月 22 日、市長が旧大和町の地域の課題に関する意見を求め、大和地域審議会に諮問しました。これを受け、地域審議会では地域の状況や課題などを把握するために 4 回の討議を重ね、平成 18 年 6 月 9 日に答申を行いました。

平成 24 年 9 月末現在の答申に対する対応状況は以下のとおりです。

### 1 交通手段の確保 (P173 : (2) 交通手段の確保)

～生涯学習事業に参加する際などに交通手段がなく、交通手段を持たない高齢者にとっては不便であり、バス等の交通手段の検討を要望します。

対応課	企画課
20 年度までの対応状況	<p>大和町区域での福祉巡回バスの運行は、交通空白地帯の解消に向け、柳川市バス対策協議会（柳川市地域公共交通会議）の中で運行コースやダイヤなどの運行形態を十分に検討する必要があります。</p> <p>なお、平成 18 年 10 月 1 日に福祉巡回バスの運行ルートを変更した際、大和地域の福祉バスについても水の郷へ連絡するように設定し平成 19 年 3 月まで試験運行しましたが、大和地域は全く利用がありませんでしたので、廃止しています。</p> <p>今後、福祉巡回バスの路線拡大など、交通空白地域対策については、平成 20 年 8 月に設置しました「柳川市地域公共交通会議」の中で協議していく予定ですが、その検討に当たっては、現在無料で運行している福祉センター送迎バスの見直しも含めて、総合的に考えていく必要があると考えています。</p>
H21 年度の対応状況	<p>今年度中に地域公共交通会議において、市全体の公共交通体系整備についての方針を取りまとめる予定です。その方針に基づき、交通空白地域対策の具体化を図っていきます。</p>
H22 年度の対応状況	<p>○平成 23 年 3 月に地域の利用実態に沿った、長期的にも持続可能な地域生活の足として利用される公共交通を整備するため「柳川市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。</p> <p>○平成 23 年 3 月 12 日の新幹線の開業に合わせて、JR 筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間の路線バスが開設されました。</p>
H23 年度の対応状況	<p><b>○平成 23 年 11 月に交通空白地域の解消、交通サービスの地域格差の軽減のため、大和・三橋地域に巡回バスの試験運行を開始しました。</b></p>

2 特産品の振興（P128, 129：（1）地域産業の振興、（3）流通・販売体制の充実）

～旧大和町はノリをはじめ多くの特産品がありますが、地産地消や販売促進など十分に対応できていない状況にあります。中島商店会等の関連団体と連携して既存の販売拠点（中島の朝市等）の強化を行うことはもちろん、新規に直売所を設置（ピアス跡地等）するなど、特産品の販売促進を要望します。

対応課	商工振興課、農政課、水産振興課、柳川ブランド推進室
20年度までの対応状況	<p>○平成20年4月の機構改革で設置された産業活性化推進室において、道路利用者の休憩所としての機能と情報発信・地域連携の機能を併せ持つ公共性・公益性のある「道の駅」について、先進地の事例等を参考に候補地の選定や概算建設費の算出、建設スケジュールの検討や関係機関との協議など、調査研究を進めています。</p> <p>○中島の朝市については、中島商店街や商工会との連携のもと、商店街の振興とあわせた取り組みとして、期間限定のイベント（ガチャポン）の企画や、西鉄柳川駅の到着ホームへの朝市の写真の掲出を行っています。</p> <p>○農産物としては、施設イチゴやアスパラガス等は市場参入する余地があり、今後とも経営面積の拡大を図ります。また、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン等の既存野菜を契約栽培等により安定生産できる新たな特産品として計画します。</p> <p>○加工品としては、柳川農産物特産品づくり推進協議会で、特産品の開発や宣伝活動を行っており、18年度はイチジクのジャムを杉森高校と、イチジクのリキュールを目野酒造と共同開発し、19年度は将来を見据えた高価弁当等の加工品の開発を行いました。</p> <p>○水産物としては、福岡県有明海海苔共販漁連において、「福岡のり」ブランド化推進委員会が平成18年5月に設置され、平成19年度には、ロゴマーク、マスコットキャラクターの商標登録を行い、福岡空港に「福岡のり」のPR看板を設置し、県庁の売店等で販売するなど、本格的にPR及び販売活動を行っています。</p>
H21年度の対応状況	<p>○農産物については、平成21年度にイチジクジャムのパッケージデザインへを変更し、あまおうジャム、トマトジャムと合わせ柳川赤ジャム三姉妹としてPR販売を行いました。</p> <p>○水産物については、平成20年度から福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会で、「福岡のり」の知名度の向上及びブランド化の確立のため、無料配布やイベントでの直接販売などを都市圏や福岡市において行っています。また、プロデューサーを招いて「福岡のり」販売強化のための会議や「福岡のり」使った絵巻すし教室を実施しています。</p> <p>○「道の駅」設置については、本市の玄関口としての機能を持つ国道443号バイパス沿いを候補地に、これまで計画を進めてきましたが、みやま市がH23</p>

	<p>年に国道 443 号バイパス沿いに道の駅を設置することが決定したため、同一路線上に道の駅を設置することは、許可の上でも経営上でも困難となりました。本市の計画は、新たな方向性を見出すことが必要となり、議会をはじめ、市民のコンセンサスを得ながら、道の駅に変わるものも含めて調査していきたいと考えています。</p>
<p>H22 年度の 対応状況</p>	<p>○中島の朝市については、中島商店会や市商工会との連携のもと、中島商店街の歴史、風情を生かした取り組みを進めています。具体的には、期間限定のイベント（ガチャポン）の企画や、100 円市などがあります。また、平成 23 年 10 月からは、日ごろの買い物に苦勞してる高齢者などを主に対象とした、生鮮食品等の宅配サービス事業「なかしま朝市便」を開始しました。</p> <p>○柳川産の農産物を活かした加工品の開発・育成を行いました。具体的には、つぼみ菜のラー油漬け、あさ漬けの開発、販売の開始。 柳川農産物の春夏野菜（ナス、トマト、イチゴ、アスパラガス、つぼみ菜等）の DVD を製作し、農業まつりや量販店での柳川フェア等のイベント時に上映し、PR を行いました。</p> <p>○有明海産の海苔については、福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会で、「福岡のり」の知名度の向上及びブランド化の確立のため、福岡県内消費者を対象に約 100 名の「福岡のりモニター」を募集し、「福岡のり」を使った「家庭で出来る簡単料理レシピ」の品評会を開催するなど海苔の消費拡大のための PR 活動を実施しています。</p> <p>○柳川漁協のサルボウを学校給食の食材として導入するため、平成 23 年 2 月 28 日試験的に柳川市内全小中学校の給食のおかずとして、有明海特産サルボウの「おきぞみ」を提供し、蒲池小学校において、試食会を開催いたしました。子ども達にも大変好評でありましたが、福岡県給食会に給食の食材として、本格導入するためには様々な基準が設けてあり、解決しなければならない課題が多くあります。</p> <p>○平成 22 年度から新たな事業として、柳川 4 漁協・県水産振興課・柳川市水産振興課が主体となって、県の水産物直接販売強化対策事業に取り組み、有明海特産の水産物を試験的に農産物直売所や道の駅で出張販売を行いました。福岡県の内陸部ということもあり、大変好評であり、水産物の常設コーナーを設置するなど販路拡大に成果を挙げました。</p> <p>○道の駅設置については、近隣の大木町、みやま市で建設されたという状況の変化によって、国の補助事業採択、登録要件問題、さらに近隣の道の駅商圏による運営の厳しさ、そういったものが当然予測されることから、道の駅に代わる地域振興策を検討せざるを得ないという状況になりました。そこで、平成 22 年 3 月議会において、道の駅に代わる方策として柳川ブランド事業に取り組んでいくという考え方を表明しています。この柳川ブランド事業とは、その地域が持っている特性・地域資源を活用し、柳川ら</p>

	<p>しいサービスや商品化を行い、地域外の人（観光客）や金を呼び込む取り組みです。22年度では、海苔と米粉を使った新商品を開発する「うまかもんづくりぐっちょ」や新たな観光メニューの開発を目指す収穫体験やバスツアー、既存のお土産の中から、市外に積極的に売り出せる商品を認定するブランド認定事業など地域資源の発掘を行い、23年度には約100商品ほどの関連商品が生まれました。</p> <p>また、23年12月3日に柳川市内にブランド関連商品を集めたアンテナショップを実験的に開設しました。アンテナショップの開設期間は約1年で、生産者から商品を預かって販売する委託販売形式で行うこととしています。この社会実験の結果を検証し、次の新たな政策を検討していくこととしています。</p>
<p>H23年度以降の対応</p>	<p>○中島の朝市については、中島商店会や市商工会との連携のもと、期間限定のイベント（ガチャポン）の企画や、100円市、憩いのサロンを利用した、大和地区内小学生による「キッズマーケット」、空き店舗を利用した展示会の開催などが実施されております。また、福岡都市圏の市民を対象とした、「バスツアー」が実施され、参加者から好評を得ています。</p> <p>○平成23年10月からは、日ごろの買い物に苦労している高齢者などを主に対象とした、生鮮食品等の宅配サービス事業「なかしま朝市便」を開業し、現在営業が継続されております。</p> <p>○平成22年度に続き平成23年度も、柳川4漁協・県水産振興課・柳川市水産振興課が主体となって、県の水産物直接販売強化対策事業に取組み、有明海特産の水産物を試験的に農産物直売所や道の駅で出張販売を行いました。引き続き、ブランド海苔「福岡のり」の販売促進やアサリ漁業の振興を強力に推進していきます。</p> <p>○柳川産の農産物を活かした加工品の開発・育成を行いました。柳川アイス（米粉・あまおう・ソラマメ）、まめマヨ、ご飯の大関、小悪魔ソース、ご馳走ソース、ピクルスの開発及び販売を開始しました。市民まつり、農業まつり、各種商談会への出展及び量販店での柳川フェア等のイベント時にPR及び販売を行いました。</p> <p>○平成23年12月に柳川ブランドショップ「おいでメッセ柳川」を設置し、柳川ブランド認定品をはじめとする柳川の地場産品、また柳川の農水産物を使った商品開発事業（うまかもんづくりぐっちょ）で生まれた新商品など、約200点の柳川の特産品の販売をしております。さらに、商品販売だけでなく、福岡や東京など市外にも出張して、柳川の特産品のPRも行っております。12月から平成24年11月までの1年間で約1400万円を売上げております。</p>



3 水路の浄化 (P178 : (1) 水量の確保、P179 : (2) 水質の浄化、P136 : ⑤土地利用型農業・園芸農業の推進)

～旧大和町では、ノリ生産の時期に特に水路の悪臭が強くなり、住民の生活環境が悪化しています。ノリの加工処理水の対策やEM菌の活用による水路の浄化を要望します。また、家庭排水の対策として合併浄化槽の設置促進や水門の定期的開閉による流水の確保も併せて要望します。

なお、水門の管理については、破損している箇所も見受けられるため、定期的点検や補修を強化していただくようお願いします。

対応課	生活環境課、水路課、農政課
20年度までの対応状況	<p>水路の悪臭を改善するには、汚水の流入抑止と流水の確保が肝要と考えますので、関係機関と協力し、集落内水路へ流水が入り易くなるように幹線水路の水量確保に努めています。また、大和庁舎及び各公民館にEMを配布しておりますので各地域での活用をお願いしています。</p> <p>水門の管理については、市内には多数の水門があり、行政での定期的な点検は不可能な状況です。比較的小規模の修繕は、地元の「農地・水・環境保全向上対策事業」で対応していただけないかとお願いしています。それ以外は地域の管理人や行政区長からの連絡を受け、現地調査後、市所有のものについては緊急性を勘案し予算の範囲内で対応しています。また、市以外が所管する水門につきましても、所管団体と連携し対応に努めていきます。</p> <p>また、農業用水塩分対策に関しては、平成19年10月2日に柳川市農業用水塩分対策協議会を設立しました。昭代・柳川南部・大和の3地区にブロック会議を設置し、各会議において対策を協議されています。農政課では、塩分濃度を定期的に測定し、柳川農協営農センターに連絡し農家に周知しています。</p>
H21年度の対応状況	<p>特段状況に変化はありませんが、引き続き、大和庁舎及び公民館でEM活性液を配布し、各地域での活用をお願いしています。</p>
H22年度の対応状況	<p>○引き続き、大和庁舎及び町内6箇所でEM活性液を配布し、各地域での活用をお願いしています。</p> <p>○合併浄化槽設置補助金の上乗せ支給を実施して設置促進を図っています。</p> <p>○水路の悪臭を改善するには、汚水の流入抑止と流水の確保が肝要と考えますので、関係機関と協力し、集落内水路へ流水が入り易くなるように幹線水路の水量確保に努めています。そのために、22年度では水路浚渫を13km(内大和町7km)行いました。</p>
H23年度以降の対応	<p><b>○水路の悪臭を改善するには、汚水の流入抑止と流水の確保が肝要と考えますので、関係機関と協力し、集落内水路へ流水が入り易くなるように幹線水路の水量確保に努めています。そのために、23年度では水路浚渫を8km</b></p>

	<p>( 内大和町 4km ) 行いました。また、降雨が少ない冬期の環境用水確保のため毎年12月に地域ごとの会議を行っています。</p> <p>○引き続き、大和庁舎及び町内6箇所でEM活性液を配布し、各地域での活用をお願いしています。</p> <p>○合併浄化槽設置補助金の上乗せ支給を実施して設置促進を図っています。</p>
--	---

#### 4 廃船問題への対応（P141：③漁港・漁場環境保全の推進）

～使われなくなった船が、船だまりや漁港にそのまま放置されており、景観を阻害しているだけでなく、河川の増水の際には流れ出す恐れがあるなど危険な状況にあります。これらの船を所有者や製造責任のある造船所等に撤去させるなど早期に問題が解決されるよう要望します。

対応課	水産振興課
20年度までの対応状況	<p>廃船処理は、船の所有者が処理するのが原則となっております。</p> <p>平成19年度末に関係各漁協を通じ、所有者の確認作業と同時に、撤去しなければ所有者へ除去命令の文書勧告を行うことを伝えました。</p> <p>その結果、20年4月、矢部川筋中島漁港に放置された皿垣開漁協関係廃船において、漁協が主体となり所有者及び関係造船所と協力し、8隻処分が行われました。また、隣接する大和漁協関係廃船においても、漁協が主体となり、所有者不明船含め20隻程度処分されております。</p>
H21年度の対応状況	<p>平成20年11月、河川管理者や漁港管理者など関係行政による合同会議（廃船処分に関する具体的な計画）を開催し、所有者が判明している廃船については処分を行うよう積極的に指導を行うこと、所有者が不明な廃船については、問題解決を図るため協議を重ねることで合意しました。</p> <p>矢部川中島漁港に110隻、塩塚川両開漁港に84隻、沖端漁港に17隻の廃船があり、このうち中島漁港については、漁協、造船会社及び所有者により平成20年度に28隻、平成21年度に5隻を処分しました。両開漁港と沖端漁港については、平成21年度に福岡県南筑後県土整備事務所が、河川の二次災害防止のため、所有者不明の廃船を処分しているところです。</p>
H22年度の対応状況	<p>平成23年4月25日、現在最新の廃船状況等を把握するため、関係漁協、造船所、市であらためて矢部川筋中島漁港の廃船調査を実施しました。その結果、廃船数は78隻、内所有者が判明する隻数は31隻となりました。前回平成18年度の調査から32隻減となっております。また、新たな廃船は適正に処分されており、今年6月においても9隻ほど処分されているのを確認しました。</p> <p>今回調査で所有者判明船については、関係漁協また関係造船所を通じて、所有者の確認と処分指導を行いました。その結果、関係漁協・造船所と所有者間の協議で、漁協及び造船所により十数隻程度、今後処分することを確認しました。</p> <p>現在、処分が決定されていない所有者判明船については、除去命令の文書勧告を行う準備を行っており、年内には実施していく予定です。また所有者不明船においては、今後もしできる限り所有者の特定に努めるとともに、処分の指導を行ってまいります。</p>

H23 年度以降の対応	<p>平成23年12月廃船の所有者に対し、漁港管理者から撤去命令を通知しました。しかし、平成24年7月14日の九州北部豪雨により、中島漁港が被害を受け、廃船が漁港や漁場へ流出、また、所有者判明の廃船と不明船が混同し、所有者の特定ができなくなりましたので、今回、すべての廃船を市で処分しました。</p> <p>なお、費用の負担については、造船所等と負担割合について協議中です。</p>
-------------	---

## 5 福祉費用の低減のための事業検討（P119：（1）健康管理の推進）

～医療費は年々増大しており、生活習慣病予防のモデル地区などを設置し、高齢者の寝たきりや認知症の減少につながる予防事業などを実施されることを要望します。

対応課	福祉課、健康づくり課
20年度までの対応状況	<p>平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防対策として、「特定健康診査」「特定保健指導」の実施が各医療保険者に義務づけられました。</p> <p>柳川市においても「特定健康診査等実施計画」を策定し、「特定健康診査」「特定保健指導」に取り組んでいるところです。また、保険者に義務付けられた、「特定健康診査」「特定保健指導」は40歳から74歳までが対象ですが、柳川市では30歳から39歳までの方について、国保生活習慣病予防健康診査を実施し、生活習慣病にならないための生活改善支援を行っています。</p> <p>高齢者の健康づくり施策としては、寝たきりや認知症の減少につなげるため、全市的には「いきいきクラブ」、大和地域では、「生きがいデイサービス」、三橋地域では、「地域デイサービス」を実施し、介護予防事業についても、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」を引き続き実施しています。また、出張健康講座では、より専門的に具体的な説明がされるよう外部講師による講座へと内容の充実を図りました。</p> <p>また、65歳以上の介護保険の第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く。）については、生活機能評価を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防教室により、要介護状態等とならないよう、予防、軽減、悪化防止に取り組めます。</p> <p>予防事業の必要性については、「地域的課題」ではなく、全市的な課題と認識していますが、要望のありましたモデル事業は、一部地域で健康レベルの違う方々を対象に実施することになり、効率的かつ効果的な事業となりうるか疑問に感じるところがあります。生活習慣病対策によって、個々の健康状態が改善されれば、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の合併症を防ぐことができ、結果、要介護者の減少、介護給付費の抑制にもつながると考えられるなど長期的な展望も必要であると考えます。</p> <p>高齢者一般対策としては、老人クラブや健康講座希望団体の要望に対し、出張健康講座を利用していただくことで、健康の維持・増進の支援を行っています。</p> <p>なお、今後は各医療保険者で実施されている健診についての周知や、医療機関との連携を深め、予防から治療への流れがスムーズに行くよう働きかけを行い、合併症発祥に伴う、医療費の増加や、介護保険の利用とならないよう取り組んでいきます。</p>

H21 年度の 対応状況	<p>引き続き、特定健診、特定保健指導により生活習慣病の予防、健康増進法に基づく健康相談、健康教育等の事業により市民の方の健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>高齢者の介護予防・健康づくり事業については、平成 21 年度より「地域デイサービス」事業を三橋地区以外にも拡大し、充実を図りました。</p> <p>また、平成 21 年 9 月より、生活機能評価事業により把握した特定高齢者を対象に、5 会場において介護予防教室を実施しました。(75 名参加)</p>
H22 年度の 対応状況	<p>○前年度に引き続き、市民の方の健康づくりのため、健康増進法に基づく、健康相談、健康教育事业を実施しています。また、地域支援事業「いきいきクラブ」を実施し、介護予防や認知症予防にも取り組んでいます。平成 22 年度は、健康教育 9 回 87 名、健康相談 12 回 53 人、地域支援事業「いきいきクラブ」182 回、延べ 2,378 人の参加がありました。</p> <p>さらに、国民健康保険の保険者としては、平成 22 年度においても、医療費の削減及び生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導を保健事業の柱として取り組んでいます。平成 23 年度は、生活習慣病でもあり、認知症の原因の 3 割を占めるとされる、脳血管疾患の発症の予防のため、「脳ドック」検診事業を特定健診と併せて約 180 名を対象に実施しました。</p> <p>今後も、特定健康診査・特定保健指導により、生活習慣病の予防に努め、医療費の削減、寝たきりや認知症の減少を図りたいと考えています。</p> <p>○地域デイサービス事業については、事業拡大には、至らなかったものの、講座メニューの提供など、事業の充実に努めました。</p> <p>また、生活機能評価事業により把握した、二次予防高齢者を対象とした介護予防教室を平成 22 年度も、5 会場において実施しました。(84 名参加) 23 年度も実施中です。(58 名参加)</p> <p>併せて、平成 23 年度は、介護予防教室に、新たに音楽をとり入れた教室を実施しています。</p>
H23 年度以 降の対応状 況	<p>○平成 23 年度も、市民の方の健康づくりのため、健康増進法に基づく、健康相談、健康教育事业を実施しています。また、地域支援事業「いきいきクラブ」を実施し、介護予防や認知症予防にも取り組んでいます。平成 23 年度は、健康教育 8 回 52 名、健康相談 12 回 47 人、地域支援事業「いきいきクラブ」178 回、延べ 2,370 人の参加がありました。</p> <p>○二次予防高齢者を対象とした介護予防教室「にこにこいきいき教室」を 9 会場で開催しました(153 名参加)。</p> <p>また、この教室の受講修了者同志が、教室で習得した予防法を継続してできるように、平成 24 年 1 月からステップアップ教室を開講しました(2 会場 25 名参加)。</p> <p>さらには、平成 23 年度から 70 歳以上の一般高齢者向けに音楽を使った介護予防教室「ハッピー音楽教室」を開講しました(3 会場 79 名参加)。</p>

○平成 24 年度から地域の高齢者グループや地域の活動組織（老人クラブや女性連、地域デイサービスのグループなど）が行なう介護予防の取組みを支援・育成するために、地域介護予防活動支援事業として音楽療育講師による出前講座を開講し、平成 24 年 10 月 1 日現在 11 回開催をしています。

○特定健康診査・特定保健指導を実施していますが、健康寿命の延伸、医療費の削減のためにも、生活習慣病の早期予防、早期介入が重要と考えています。平成 23 年度には、生活習慣病であり、認知症の原因の 3 割を占めるとされる脳血管疾患の発症の予防のため、「脳ドック」検診事業の実施、平成 24 年度からは、治療中もしくは治療が必要なため特定保健指導の対象者とはならない人で、生活習慣病の発症リスクの高い人を対象とした「生活習慣病重症化予防事業」を本格的に実施しており、生活習慣病の重症化予防にも取り組んでいきたいと考えております。今後も保健事業の柱として取り組んでまいります。

## <その他委員からの意見>

### ◇ 撤去後のノリ網の袋詰め啓発促進（P187：（3）清掃活動及び害虫対策の推進）

～撤去後のノリ網は、悪臭問題を引き起こしており、各漁協で袋詰めを行うよう指示していますが、徹底されていない状況にあります。行政の強い指導を要望します。

対応課	水産振興課、生活環境課
20年度までの対応状況	<p>平成18年度から、撤去されたノリ網の処理方法については、袋詰めをして醗酵促進剤を投入し、悪臭及びノリバエの発生抑止に努めるとともに、袋に生産者名や生産者番号などを記載することにより、適正な管理がなされていないときには、漁協からすぐに指導が出来る体制をとっています。</p> <p>また、20年度の秋芽ノリから、撤去されて袋詰めされた網には名前札を付け、誰の網であるかがすぐ分かるよう、指導の徹底を行っていくことにしています。</p> <p>管理については、各漁協から徹底した指導を実施しており、悪臭及びノリバエの苦情については以前と比較にならないほど激減しています。</p>
H21年度の対応状況	<p>平成21年11月9日に環境対策会議を開催し、ノリ網管理の徹底について、漁協から組合員への指導の要請と、ノリ網のパトロールの実施について協議しました。さらに、12月上旬には各漁協を回りノリ網管理の徹底を依頼し、同月には悪臭やハエ発生の抑制のための醗酵促進剤と袋詰めされた網に付ける名前札を配布しています。年末の秋芽網の一斉撤去に際しては、水産振興課によるパトロールを実施し、管理が不十分なものについては、漁協を通じて組合員を指導しています。</p> <p>なお、平成21年度は中島漁港の漁業団地にノリ網置場240人分を整備しており、集約しての管理の徹底を図っているところです。団地においては、チャック式の専用袋への密封の実施により、ハエの発生について改善も見られております。</p>
H22年度の対応状況	<p>引き続き、網の管理については環境対策会議の実施や、漁協と共にパトロールなどを実施し、醗酵促進剤と袋詰めされた網に付ける名前札の配布を行い、管理の徹底を図りました。</p> <p>23年にはいって、直接あるいは生活環境課を通して、ハエの苦情が数件寄せられましたが、本人や組合に適正管理を指導し、併せて、全組合に指導文書を送付しております。また、4月28日の環境対策会議において、ノリ網管理について、網置場やノリ網専用袋について協議を行いました。</p>
H23年度以降の対応状況	<p><b>平成23年10月4日に漁協参加の環境対策会議を開催し、組合員の指導やパトロールの実施等ノリ網管理の徹底について、漁協へ要請しました。</b></p> <p><b>12月下旬には、再度、撤去したノリ網の適正管理について、各漁協に指</b></p>



導文書を送付しております。年末の秋芽網の一斉撤去に際しては、水産振興課によるパトロールを実施し、管理が不十分なものについては、漁協を通じて組合員を指導しています。

平成24年5月9日、沖の端川等における廃棄物不法投棄対策会議を開催し、漁具資材の不法投棄の対策について協議を行い、10月11日、沖端漁協の組合員や福岡県及び柳川市で不法投棄の廃棄物を撤去しました。

引き続き、網の管理については環境対策会議の実施や、漁協と共にパトロールなどを実施し、ノリ網専用の袋に密封するなど指導を行い、管理の徹底に努めたいと考えています。

◇ 行政区の飛び地解消（P77：（４）行政区の見直し）

～行政区の加入は、本人の希望に任されている状況にあり、他地区に転居した場合でも以前の行政区に加入していることがあります。そのため、ごみ置き場の管理や一斉清掃などの活動に支障をきたしている地区も見受けられます。行政区の加入は、原則的に居住地におくように指導し、行政区に飛び地が発生しないよう要望します。

対応課	大和庁舎市民サービス課、総務課
20年度までの対応状況	<p>市としては、転入者に対しては行政区への加入の指導を行っています。指導の際には行政区に加入をしていないと不燃物のゴミ出し・収集、学校区、町内会費、配布物等諸々の問題が生じることもあわせて説明をしているところです。</p> <p>しかし、都市部からの転入者や若い方には行政区の加入について、前住所地の慣例とも比較し加入されない方があります。また、明確に行政区の境界が決まっていないところ、元の行政区域外への自宅の新築、分家になっているケース、漁業組合の組合員資格で行政区を指定しているなど、線引きしていくことが困難な独特な問題もあり、飛び地になっているところがあります。市の行政運営上、当然全ての方が居住地の行政区に加入していただくことが望ましいですが、今後、関係各課と連携し、飛び地解消に向け理解を求め、業務を進めていきます。</p>
H21年度の対応状況	<p>行政区適正化委員会の意見を受け市役所内の16の関係課からなる柳川市行政区適正化庁内検討委員会を平成21年2月13日に発足させました。委員会では、「行政区長の業務の明確化」「小規模行政区の解消」「行政区の設定」「未加入者対策」について協議しました。今後、行政区の役割と町内会・自治会との役割分担についての意識啓発や、小規模行政区解消に向けたモデル地区の設定などを行い、住民の主体的な取り組みに基づく行政区の適正化を進めることを検討しています。</p>
H22年度の対応状況について	<p>平成20年10月に行政区適正化委員会から、行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出されたことを受けて、庁内検討委員会を設置し、行政区のあり方などについて検討を重ねてきましたが、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さんなど歴史的な背景や地域事情があるため、行政区の区割り変更は、自治会活動にも影響を与えることから、非常に難しい課題であります。ただ、世帯数が少ないために、地域コミュニティ活動が困難な行政区については、その機能・運営が可能となるよう統合しなければならないと考えております。その際には、当該行政区の主体性を基本に、少しでも円滑に統合ができるよう、協議の場への担当職員の出席や統合に関する情報の提供・諸課題の調整などを行っていきたいと考えています。</p>
H23年度以	<b>平成22年度と同じ状況で、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さ</b>

降の対応状況	んなど歴史的な背景や地域事情があるため、行政区の適正化に向けた方針決定までには至っていない状況であります。ただ、市の行政運営上、住民の方が居住地の行政区に加入していただくことが望ましいと考え、地域の主体性を基本に行政区の適正化に取り組んでいきます。また、行政区に加入していないと不燃物のゴミ出し・収集や配布物等の問題が生じることもあることを説明するとともに、行政区活動及び加入への理解を求めています。
--------	--

◇ 国道208号線の歩道整備（P193：②交通環境の整備と充実）

～国道208号線は、旧大和町を南北に結ぶ主要な幹線となっており、多くの通勤・通学者が利用しています。慢性的に渋滞しており、交通事故も頻発している状況にあり、交通弱者である歩行者は、危険にさらされています。交通弱者の安全を考慮し、国道208号線の歩道整備を早急に行われることを要望します。

対応課	まちづくり課
20年度までの対応状況	<p>大和地域における歩道の整備は、浦島橋の架け替えによる整備計画と、西鉄中島駅前通り線の国道208号タッチによる交差点改良計画があり、その他は地元要望による対応を行っている状況であります。</p> <p>浦島橋架け替え事業に伴う道路整備計画が具体化しつつあり、西鉄中島駅前通り線の国道208号タッチ付近の交差点改良工事は平成19年度に完了しました。</p> <p>徳益地区の柳川自動車学校交差点改良について、測量を実施しました。</p> <p>また、20年度内に、豊原小学校～上塩塚間（約450m）及び大和中学校～中島郵便局間（約1,100m）を国土交通省において、測量を実施する予定です。</p>
H21年度の対応状況	<p>平成21年度から事業着手された浦島橋架け替え事業に伴い、下町の三差路までの約400mの道路改良事業については、地権者説明会を開催しながら事業が進められております。</p> <p>残る徳益地区までの全線の歩道整備については、大和町区長会と協議しながら早期事業着工を目指しているところで、昨年12月25日に全区長署名の要望書を福岡国道事務所に提出しました。</p> <p>その時、事務所より沿線住民の同意書を求められたところです。</p>
H22年度の対応状況	<p>平成21年度に福岡国道事務所より求められていました同意書の提出については、塩塚地区と鷹尾地区の沿線地権者より理解を頂いて徴収し、提出しました。国道事務所は、この同意書を受けて平成23年度は測量設計、警察協議を実施し、塩塚、鷹尾地区とも地元説明会を開催しました。また、本年度に幅杭設定を予定しています。</p> <p>徳益地区の歩道整備も含む交差点改良事業については、23年6月に地元説明会を開催しました。現在は幅杭を設置し、用地測量まで終了しています。今後用地補償に入る予定であります。</p>
H23年度以降の対応状況	<p><b>平成21年度から事業着手された浦島橋架け替え事業については、現在橋梁建設に必要な用地を確保するため、東上町の地権者を中心に用地交渉が進められております。今後は、歩道整備区間である西上町、中町、下町の用地交渉に入っていくことになっております。</b></p>

◇ 申込窓口の一本化（P67：⑥窓口業務の機能充実）

～施設や備品等の使用申請は、それぞれの担当課が所管しており、各庁舎や施設を直接訪ねなければならず、利用者に負担を与えている状況にあります。各庁舎にそれぞれの申請書を持ち合うなど1か所で使用申請ができるよう改善されることを要望します。

対応課	生涯学習課等関係各課
21年度までの対応状況	<p>現在、施設や備品等の貸し出しは、それぞれの担当課が行っており、利用する方は、それぞれの庁舎や施設に出向いて申請していただくようになっており、大変ご迷惑をかけているかと思えます。</p> <p>ひとつの例として述べてある「各庁舎に利用しようとする各施設や備品等の使用申請書を1か所に持ち合う」ことは、すぐにでも可能かと思えます。</p> <p>ただし、使用申請は空き状況などを確認し、さらに施設の使用申請書の提出と使用料の入金があってはじめて、予約手続きの完了と見なしていますので、申請書の受領やその場での使用料の徴収などの問題が考えられます。今後は、所管課を越えた備品等の貸し出しや施設の利用に供することができるようなシステムの構築を関係各課と十分な協議のうえ検討していきます。</p>
H22年度の対応状況	<p>施設や備品等の使用申請については、現在も申請書の受領やその場での使用料の徴収などの問題が解決しておらず、申込窓口の一本化には至らない状況にあります。</p>
H23年度以降の対応状況	<p><b>状況に変化はありません。施設や備品等の使用申請については、現在も申請書の受領やその場での使用料の徴収などの問題が解決しておらず、申込窓口の一本化には至らない状況にあります。</b></p>

## ■新市建設計画の執行状況（計画に基づく主な事業）

### □新市建設計画について

平成 16 年 6 月に合併協議会において、合併後 10 年間（平成 17 年度～26 年度）の新市建設の指針として策定されたもので、新市の概況、まちづくりの課題、新市建設の基本方針、新市の施策、財政計画などがまとめられています。

### □計画に基づく主な事業について

新市建設計画には、新市建設の基本方針として、産業振興、都市基盤、生活環境、福祉・保健・医療、教育・文化・スポーツ、住民参画・行財政の 6 つの柱により示しています。

合併後に取り組んできたそれぞれの柱ごとの主な事業は次のとおりです（事業費は、平成 17～23 年度決算ベース）。

### ◇地域特性を生かした活力ある産業づくり（産業振興対策）

事業名	事業費	対象地域
農村総合整備事業	9 億 227 万円	柳川、大和、三橋
農村振興総合整備事業	3 億 3,207 万円	柳川、大和、三橋
高収益型園芸産地育成事業	2 億 4,752 万円	柳川、大和、三橋
漁港建設事業	18 億 2,588 万円	柳川、大和
漁業団地整備事業	14 億 472 万円	大和
柳川市民まつり事業	8,475 万円	柳川、大和、三橋
柳川ブランド推進事業	1,229 万円	柳川、大和、三橋

### ◇豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり（都市基盤整備）

事業名	事業費	対象地域
歴史を生かしたまちづくり事業	6 億 9,175 万円	柳川
三橋筑紫橋線都市計画街路事業	2 億 6,026 万円	柳川・三橋
密集住宅市街地整備事業	14 億 6,323 万円	大和
塩塚川高潮対策番所橋架替事業	2 億 4,648 万円	大和
柳川駅東部区画整理事業	70 億 4,454 万円	三橋
中山団地建替事業	7 億 9,075 万円	三橋
市道整備事業	27 億 2,470 万円	柳川・大和・三橋

◇安全で安心、うるおいのある生活環境づくり（生活環境対策）

事業名	事業費	対象地域
小型合併処理浄化槽設置事業	11億995万円	柳川、大和、三橋
消防署東部出張所建設	1億9,923万円	大和、三橋
防犯灯設置補助事業	1,825万円	柳川・大和・三橋
塵芥処理費	28億38万円	柳川、大和、三橋

◇やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり（福祉・保健・医療対策）

事業名	事業費	対象地域
健康診査がん検診事業	5億8,915万円	柳川、大和、三橋
学童保育事業	3億4,160万円	柳川、大和、三橋
ファミリーサポートセンター事業	503万円	柳川、大和、三橋
コミュニティバス実証運行事業	561万円	大和・三橋

◇魅力と個性ある教育・文化づくり（教育・文化・スポーツ振興）

事業名	事業費	対象地域
共同調理場建設	6億3,938万円	柳川
柳河小学校施設整備事業	1億3,060万円	柳川
城内小学校施設整備事業	3億9,955万円	柳川
皿垣小学校校舎大規模改造事業	5,600万円	大和
藤吉小学校校舎改築事業	9億2,495万円	三橋
大和中学校校舎改築事業	2,902万円	大和
小学校5校耐震補強事業	2億4,165万円	大和・三橋
中学校2校耐震補強事業	2億1,480万円	柳川・三橋

◇協働による住民主役のまちづくり（住民参画推進）

事業名	事業費	対象地域
行政区活動支援事業	3億7,406万円	柳川、大和、三橋
コミュニティセンター建設整備事業	8,380万円	大和・三橋
校区公民館等既存施設改修事業	1,025万円	柳川

## ■大和地域振興基金の用途について

### □地域振興基金について

合併協定項目中の取り決めで、旧市町で積み立てていた基金の一部について、旧市町単位で新たに当該地域の振興に資する目的の基金（地域振興基金）を創設し、合併後 10 年間に限って特例的に運用することとされました。

#### ◇ 合併協定項目より抜粋

基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

大和地域振興基金は、合併時に 6 億 2,000 万円が積み立てられ、平成 17 年度から平成 23 年度までについては、漁業団地建設・整備事業、皿垣小学校の改築事業、大和中用地購入費、コミュニティセンター建設費などの財源として使われました。

7 年間で計 2 億 1,226 万 7 千円を活用し、平成 23 年度末の基金残高は、4 億 6,204 万 3 千円となっています。

平成 16 年度末残高		6 2 0, 0 0 0 千円	
平成 17 年度	積立額	4 7, 6 2 9 千円	【内訳】 大坪奨学基金清算金 43,809 千円 福祉協会清算金 3,610 千円 利子収入 211 千円
	活用額	2 0, 9 7 4 千円	【内訳】 環境整備事業補助金 15,784 千円 六合小学童保育 5,190 千円
平成 17 年度末残高		6 4 6, 6 5 5 千円	
平成 18 年度	積立額	8 7 3 千円	利子収入
	活用額	7 1, 8 0 0 千円	【内訳】 漁業団地建設事業 41,000 千円 皿垣小大規模改造事業 15,000 千円 環境整備事業補助金 15,800 千円
平成 18 年度末残高		5 7 5, 7 2 8 千円	



平成 19 年度	積立額	1, 4 5 9 千円	利子収入
	活用額	4 0, 0 0 0 千円	【内訳】 漁業団地整備費 40,000 千円
平成 19 年度末残高		5 3 7, 1 8 7 千円	
平成 20 年度	積立額	5 7 0 千円	利子収入
	活用額	2 8, 0 0 0 千円	【内訳】 漁業団地整備費 20,000 千円 B & G トイレ整備 8,000 千円
平成 20 年度末残高		5 0 9, 7 5 7 千円	
平成 21 年度	積立額	2, 0 1 7 千円	利子収入
	活用額	8, 0 0 0 千円	【内訳】 漁業団地建設事業 8,000 千円
平成 21 年度末残高		5 0 3, 7 7 4 千円	
平成 22 年度	積立額	9 5 4 千円	利子収入
	活用額	2 3, 8 9 0 千円	【内訳】 漁業団地建設事業 5,490 千円 大和中用地購入費 18,400 千円
平成 22 年度末残高		4 8 0, 8 3 8 千円	
平成 23 年度	積立額	8 0 8 千円	利子収入
	活用額	1 9, 6 0 3 千円	【内訳】 コミセン建設事業 10,303 千円 大和中整備事業 9,300 千円
平成 23 年度末残高		4 6 2, 0 4 3 千円	

□各地域振興基金の状況

柳川、三橋の地域振興基金の状況は次のとおりです。

		柳川地域振興基金	三橋地域振興基金
<b>H16 年度末残高</b>		<b>866,592千円</b>	<b>1,830,000千円</b>
H17 年度	積立額	45,498千円	4,188千円
	内訳	□福祉協会清算金 45,394千円 □利子収入 104千円	□福祉協会清算金 4,049千円 □利子収入 139千円
	活用額	22,856千円	51,466千円
	内訳	□共同調理場調査 746千円 □地元出役報償費 5,999千円 □福祉巡回バス事業 4,706千円 □矢留小学童保育 11,405千円	□土地区画整理事業 50,000千円 □垂見小学童保育 1,466千円
<b>H17 年度末残高</b>		<b>889,234千円</b>	<b>1,782,722千円</b>
H18 年度	積立額	1,201千円	2,408千円
	内訳	□利子収入 1,201千円	□利子収入 2,408千円
	活用額	155,700千円	87,000千円
	内訳	□共同調理場建設費 145,000千円 □地元出役報償費 5,900千円 □福祉巡回バス運行 4,800千円	□土地区画整理事業 60,000千円 □藤吉小校舎等建設 27,000千円
<b>H18 年度末残高</b>		<b>734,735千円</b>	<b>1,698,130千円</b>
H19 年度	積立額	1,861千円	4,303千円
	内訳	□利子収入 1,861千円	□利子収入 4,303千円
	活用額	22,700千円	125,000千円
	内訳	□地元出役報償費 3,400千円 □強化磁器食器購入 19,300千円	□土地区画整理事業 60,000千円 □藤吉小校舎等建設 65,000千円
<b>H19 年度末残高</b>		<b>713,897千円</b>	<b>1,577,433千円</b>
H20 年度	積立額	586千円	1,094千円
	内訳	□利子収入 586千円	□利子収入 1,094千円
	活用額	14,000千円	86,000千円
	内訳	□柳河小耐震事業 14,000千円	□土地区画整理事業 80,000千円 □矢ヶ部小学童保育 6,000千円
<b>H20 年度末残高</b>		<b>700,483千円</b>	<b>1,492,527千円</b>

		柳川地域振興基金	三橋地域振興基金
H21 年度	積立額	2,973 千円	6,434 千円
	内訳	□ 利子収入 2,973 千円	□ 利子収入 6,434 千円
	活用額	80,000 千円	80,000 千円
	内訳	□ 城内小施設整備 60,000 千円 □ 柳河小プール整備 20,000 千円	□ 土地区画整理事業 80,000 千円
<b>H21 年度末残高</b>		<b>623,456 千円</b>	<b>1,418,961 千円</b>
H22 年度	積立額	1,294 千円	3,575 千円
	内訳	□ 利子収入 1,294 千円	□ 利子収入 3,575 千円
	活用額	0 千円	80,000 千円
	内訳		□ 土地区画整理事業 80,000 千円
<b>H22 年度末残高</b>		<b>624,750 千円</b>	<b>1,342,536 千円</b>
H23 年度	積立額	1,186 千円	2,933 千円
	内訳	□ 利子収入 1,186 千円	□ 利子収入 2,933 千円
	活用額	129,150 千円	88,844 千円
	内訳	□ 旧柳川ホテル跡地購入 123,250 千円 □ 両開校区学童保育所整備事業 5,900 千円	□ コミセン建設事業 69,711 千円 □ 矢ヶ部小駐車場整備事業 19,133 千円
<b>H23 年度末残高</b>		<b>496,786 千円</b>	<b>1,256,625 千円</b>